

滋賀県サービス付き高齢者向け住宅の改修等に係る事前審査運用指針

(目的)

第1条 この運用指針は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第6条第1項各号に規定する登録事項のうち、サービス付き高齢者向け住宅の規模、構造および設備の変更（以下「改修等」という。）の届出に際し、あらかじめ必要な手続き等を定め、サービス付き高齢者向け住宅の円滑な改修と迅速な登録事項等の変更手続きを図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この運用指針は、法に基づき滋賀県内においてサービス付き高齢者向け住宅事業（大津市内において設置運営されるものを除く。）の登録を受け、登録住宅の改修等を行うおうとする者（以下「登録事業者」という。）を対象とする。

(事前審査)

第3条 登録事業者は、登録を受けているサービス付き高齢者向け住宅の改修等を行う前に、事前審査を受けなければならない。

2 登録事業者は、前項の審査を受けようとするときは、様式第1号の「サービス付き高齢者向け住宅改修等計画事前審査願」に、次に掲げる書類を添付して、滋賀県交通まちづくり部住宅課長（以下「住宅課長」という。）に提出しなければならない。ただし、住宅課長が特に認めた書類は添付を省略することができる。

- 一 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号）第7条第1号の各階平面図 縮尺200分の1以上であること。
- 二 滋賀県サービス付き高齢者向け住宅登録制度実施要領（以下「実施要領」という。）第3条第2項の加齢対応構造等のチェックリスト（実施要領別記様式第1号）
- 三 実施要領第3条第4項第1号の各戸詳細平面図
- 四 その他知事が必要と認め別に指示するもの。

3 申請は電磁的記録または書面により行うものとし、書面による申請の場合、前項の書類の提出部数は2部とする。

(事前審査済書の交付)

第4条 住宅課長は、改修等の内容が法第7条第1項の登録基準のほか、別に定める滋賀県サービス付き高齢者向け住宅事業登録基準に係る運用指針に照らし適合していると認められた場合は、様式第2号の「サービス付き高齢者向け住宅改修等計画事前審査済書」を登録事業者に交付するものとする。

附 則

この運用指針は、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この運用指針は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この運用指針は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この運用指針は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。